

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV	
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
次世代自動車・スマートエネルギー特区	338	市街地における水素保有量の規制緩和	建築基準法の圧縮水素の貯蔵量規制について、安全性に関する検討を行い、合理的な水素貯蔵量の基準について検討を行う。検討結果に基づき、特区の中で圧縮水素貯蔵量の現行規制値を超える水素充填施設の建設と、建設に係る事例の蓄積を踏まえ、必要に応じて市街地における水素保有量の規制緩和について全国へ適用することを提案する。	市街地における水素保有量の規制緩和	国土交通省市街地建築課	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の9	D				「規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)」において、「燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検」が盛り込まれ、関係省庁(経済産業省、国土交通省、消防庁)において平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けた取組みを進めることとされた。これを受け、国土交通省では「水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成23年3月25日付市街地建築課長通知)を全国の特定行政庁に対して通知した。また、関係省庁において、燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表を作成し、平成22年12月28日に公表した。この中で「2011年度以降：民間団体等は個別許可により、圧縮水素の貯蔵量の規制値を超えた水素スタンドの建設を行う。」「2012年度：国土交通省は、水素スタンドの建設に係る個別許可事例の蓄積を踏まえ、規制の合理化等について検証を行い、結論を得る等」としたところ。 こうした状況下にあることから、現時点においては、特定行政庁であるさいたま市等が建築基準法第48条ただし書き許可をすることで、貯蔵量の上限を超える建築物を建築することは可能である。こうした事例の蓄積を踏まえることで、規制の合理化等に係る検証が可能となり、ご提案の内容の実現に繋がるものと考えている。		b	建築基準法第48条ただし書き許可により提案事項を実現することは、確かに法令上可能であると思われるが、参考とすべき事例や基準が十分ではないことから特定行政庁としての地方自治体が事業者に対して許可を出していないという現実がある。よって、現行法令等で対応するとしても、国のバックアップがなければ提案事項を実現することができないことから、国による十分なバックアップが受けられることを条件に本項目について了解する。 なお、実務者打合せにおいて、今後さいたま市が具体的な事例として圧縮水素の貯蔵量の規制における上限を超えた水素スタンドの建設に係る許可について、バックアップしていくことが説明された。	さいたま市が行う圧縮水素の貯蔵量の規制における上限を超えた水素スタンドの建設の許可について国土交通省として必要な情報提供等、実現に向けて引き続きバックアップを行う。	I
次世代自動車・スマートエネルギー特区	339	セルフ充填式の燃料電池自動車(FCV)用水素充填施設の実現に向け、高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素充填行為の規制緩和	FCV用水素充填施設における、水素のセルフ充填に必要な、充填者への教育や、マニュアルを必要としない安全な充填手法、安全確保のためのシステム、設備、水素充填施設の稼働実績等の必要要件について検討し、セルフ充填式のFCV用水素充填施設の実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による、水素の充填行為を許容することを提案する。	セルフ充填式の燃料電池自動車(FCV)用水素充填施設の実現に向け、高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素充填行為の規制緩和	経済産業省原子力安全・保安院保安課	高圧ガス保安法	B	-	-	圧力の高さに伴う、危険性を有する高圧ガスについては、高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造の許可を受けた事業者の指揮命令系統内の従業者のみが、必要な保安教育を受けた上で、高圧ガス設備を操作することを義務付けており、許可を受けた事業者の指揮命令系統外の者が、高圧ガス設備の操作を行うことを想定していない。一般のドライバーは、高圧であるのみならず可燃性、爆発性も有する水素ガスに関する知識や経験がないことに加え、高圧ガス設備の安全に関する教育を受けていないため、一般のドライバーが高圧ガス設備を操作することは自らの生命のみならず公共の安全をも脅かす極めて危険な行為である。このような者が高圧ガス設備を操作し現在ガソリンで行われているような水素のセルフ充填を行うことは、保安上の観点から認められない。 なお、提案内容については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成24年度までに民間団体等が、水素スタンドにおけるセルフ充填に必要な充填者への教育、マニュアルを必要としない安全な充填手法、安全確保のためのシステム、設備、水素スタンドの稼働実績等の必要要件について検討し、データ取得・整理を行うこととしているが、現時点では検討を開始した段階であり方向性が固まっていない。これら必要要件の検討は非常に困難であると思われるが、ここで一般のドライバーが設備の操作に事実上関わらない全自動の安全な充填方法・装置が開発できれば、セルフ充填の手段として認められ得る。 なお、実務者打合せにおいて、今後自治体の実施主体と連携して、必要な技術基準等の検討を行い、国に提案するとの説明がされている。		b	今後さいたま市としては、実施主体と連携して、必要な技術基準等の検討を行う予定だが、検討にあたっては担当省庁の十分な助言等協力が必要になると考えられる。また、上記検討を受け、国において規制緩和等について検討されるものと解されることから、その旨を実施時期として提示すべきと考える(整理番号341のように)。 よって、担当省庁の十分な協力が得られること、実施時期について提示されることを条件に本項目について了解する。	さいたま市が、必要な技術基準等の検討を行い、具体的な案を提示する。 検討に際しては、適宜協議し、経産省より必要な助言等をするものとする。	II	
次世代自動車・スマートエネルギー特区	340	特定圧縮水素充填施設における輸送用容器や移動式の水素充填施設に対する水素充填規制の緩和	特定圧縮水素充填施設において、輸送用容器や移動式の水素充填施設に、水素を充填するために必要な設備、手法について検討する。安全性を十分に考慮した上で、特定圧縮水素充填施設から地域SSへの水素出荷の実現に向け、カードル・ローダー等の輸送用容器や移動式水素スタンドへの水素充填行為を許容することを提案する。	特定圧縮水素充填施設における輸送用容器や移動式の水素充填施設に対する水素充填規制の緩和	経済産業省原子力安全・保安院保安課	一般高圧ガス保安規則第6条、第7条の3	D	-	-	本提案は、一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する技術基準に従って建設された水素スタンドにおいて、燃料電池自動車の燃料用容器以外の容器(カードルやタンクローリー等)への充填を可能にしたいとのことであるが、これは、一般高圧ガス保安規則第6条及び第7条の3に規定する技術基準を両方満たした上で、製造の許可を受けることにより、実現可能である。 また、現行の第6条と第7条の3の技術基準は、火気距離又は保安距離に関する規定が異なるだけであり、第7条の3を満たしている水素スタンドであれば、第6条を満たすことは十分可能であると考えられる。		d	本提案は、現在具体的な場所や設備等について関係者間で検討しているところであることから、その具体的な内容が決まり次第、より具体化した提案をもって速やかに協議させていただきたい。	さいたま市が具体的な設置場所や設備等を提示した上で、許認可権限を有する埼玉県及び担当省庁と協議する。	II	
次世代自動車・スマートエネルギー特区	341	天然ガス自動車(NGV)用の、エコステーション(天然ガス充填施設)の保守点検等の要件の緩和	天然ガス充填施設の保守点検等の要件を、施設規模や取扱量に応じて柔軟に緩和するとともに、必要な保守点検等の方法についても安全性を十分に考慮した上で、より簡易で安価な方法への見直しを提案する。	天然ガス自動車(NGV)用の、エコステーション(天然ガス充填施設)の保守点検等の要件の緩和	経済産業省原子力安全・保安院保安課	一般高圧ガス保安規則第82条第2項	B	-	指定自治体の検討が終了し、民間団体等により保安検査規格が国に提出され次第、国で検討開始	エコステーション(天然ガス充填施設)に係る保安検査基準は、現在は保安検査の方法を定める告示(平成17年3月30日経済産業省告示第84号)において、高圧ガス保安協会規格を指定している。従って、自治体から高圧ガス保安協会等の公的な性格を持つ民間機関に対してより簡易で安価な保安検査方法を提案していただき、当該民間機関により策定された保安検査規格を当省に設置している高圧ガス部会保安検査規格審査小委員会において審査し、適正であると認められた場合には、保安検査の方法として告示で定めることで、本提案は実現可能である。なお、実務者打合せの事前協議において、今後自治体の実施主体と連携して、保安検査規格のうち要件の緩和を希望する事項について整理するとの回答が、さいたま市から示されている。		b	今後さいたま市としては、実施主体等と連携して、要件の緩和を希望する事項について検討を行う予定だが、検討においては担当省庁の十分な助言等協力が必要になると考えられる。よって、担当省庁の十分な協力が得られることを条件に本項目について了解する。	さいたま市が保安検査規格のうち要件の緩和を希望する事項について高圧ガス保安協会の助言等を得ながら整理した上で、担当省庁に協議する。	II	
次世代自動車・スマートエネルギー特区	343	エネルギーマネジメントサービス提供事業者の位置付けの明確化	スマートコミュニティにおいて需要家の電力需給の調整、系統電力との連携、共有される太陽光発電システムや蓄電池、地域の電力系統、エネルギーの需給管理に必要なシステム等の維持管理などを担う事業者について、電気事業法若しくは他の法令においてその位置づけを明確にし、関連設備の保守管理義務や地域の需要家に対する電力の安定供給義務を課すとともに、必要な優遇措置や支援措置について提案する。	エネルギーマネジメントサービス提供事業者の位置付けの明確化	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課	-	Z	-	-	自治体の御提案はエネルギーのマネジメントサービスを行うことで事業の最適化を図る内容であり、制度化せずとも対応可能であるところ、それともなお制度化を要望する場合には、その必要性について明確化を図る必要がある。		b	提案しているエネルギーマネジメントサービスについては、現在、地域協議会等関係者間でその内容について検討しているところだが、事業化に向けた検討においては担当省庁の助言等協力が不可欠と考えられる。よって、担当省庁の協力が十分に得られることを条件に本項目について了解する。	エネルギーマネジメントサービスの仕組みをどのようにするかを明確に示さないことには、経産省として対応が困難であるということを受け、さいたま市が具体案を示したうえで、協議等をさせていただく。	IV	

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
次世代自動車・スマートエネルギー特区	338	市街地における水素保有量の規制緩和							D	現行法の枠組みで取り組むことが合意できたため協議終了。国土交通省は、実現に向けて引き続き、必要な情報提供等のバックアップを行うこと。但し、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、国土交通省と改めて協議を行うこととする。	I
次世代自動車・スマートエネルギー特区	339	セルフ充填式の燃料電池自動車(FCV)用水素充填施設の実現に向け、高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素充填行為の規制緩和	B	-	-	<p>圧力の高さに伴う、危険性を有する高圧ガスについては、高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造の許可を受けた事業者の指揮命令系統内の従業者のみが、必要な保安教育を受けた上で、高圧ガス設備を操作することを義務付けており、許可を受けた事業者の指揮命令系統外の者が、高圧ガス設備の操作を行うことを想定していない。一般のドライバーは、高圧であるのみならず可燃性、爆発性も有する水素ガスに関する知識や経験がないことに加え、高圧ガス設備の安全に関する教育を受けていないため、一般のドライバーが高圧ガス設備を操作することは自らの生命のみならず公共の安全をも脅かす極めて危険な行為である。このような高圧ガス設備を操作し現在ガソリンで行われているような水素のセルフ充填を行うことは、保安上の観点から認められない。</p> <p>なお、提案内容については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、平成24年度までに民間団体等が、水素スタンドにおけるセルフ充填に必要な充填者への教育、マニュアルを必要としない安全な充填手法、安全確保のためのシステム、設備、水素スタンドの稼働実績等の必要要件について検討し、データ取得・整理を行うこととしているが、現時点では検討を開始した段階であり方向性が固まっていない。これら必要要件の検討は非常に困難であると思われるが、ここで一般のドライバーが設備の操作に事実上関わらない全自動の安全な充填方法・装置が開発できれば、セルフ充填の一手段として認められ得る。</p> <p>今回自治体より、今後、工程表に基づき設置され、全国的な対応を行っている規制合理化検討委員会に参加し、ここでの議論に基づき、平成24年度に技術基準等を取りまとめ、平成25年度に具体的な実証実験の方法等を提案するとの回答が示されている。この規制合理化検討委員会は民間団体等を中心に作られた有識者検討会議であり、前述のとおり困難な課題を多く抱えているセルフ充填については、有識者検討会議における検討結果が国における検討に足る内容になるか不明なため、工程表においても委員会でも検討を行っていただくまで記載がされていない。従って、さいたま市及び天然ガス供給事業者、スタンド経営者、自社スタンド使用者等の実施主体においては、規制合理化検討委員会の位置付けを理解され、そこでの議論を十分に踏まえるとともに、セルフ充填の危険性についての懸念を払拭するためには、安全性についての非常に困難な举证が求められることを十分に認識された上で、科学的に説得力がある検討を行っていただきたい。</p>	b	地域において、提案の実現に向けて必要な検討を行うにあたり、地域からの相談への対応等担当省庁による協力が得られることを条件に本項目について了解する。	B	要望の実現に向けて、自治体は安全性に関する科学的な検証を行うとともに、安全な充填方法・装置について検討を行うことが必要。一旦協議は終了とするが、検討した上で、秋以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	IV
次世代自動車・スマートエネルギー特区	340	特定圧縮水素充填施設における輸送用容器や移動式の水素充填施設に対する水素充填規制の緩和	D			<p>本提案は、一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する技術基準に従って建設された水素スタンドにおいて、燃料電池自動車の燃料用容器以外の容器(カードルやタンクローリー等)への充填を可能にしたいとのことであるが、これは、一般高圧ガス保安規則第6条及び第7条の3に規定する技術基準を両方満たした上で、製造の許可を受けることにより、実現可能である。</p> <p>また、現行の第6条と第7条の3の技術基準は、火気距離又は保安距離に関する規定が異なるだけであり、第7条の3を満たしている水素スタンドであれば、第6条を満たすことは十分可能であると考えられる。</p> <p>自治体より、平成24年度末を目標に、燃料電池自動車の燃料用容器以外の容器(カードルやタンクローリー等)への充填が可能となるような設備の具体的な仕様と、設置のために必要な規制の特例措置等と検討し、国に提案するとの回答がなされている。提案に当たっては、水素スタンドについての設置の許認可権限を有する埼玉県とも良く相談し、現行法令下で対応が可能ではないかの観点からも十分に検討した上で、提案いただきたい。また、仮に特例措置等を提案される場合には、タンクローリーの爆発等に対して十分な安全性を有するとの十分な举证が求められることを前提に、科学的に説得力がある検討を行っていただきたい。</p>	a	地域において、提案の実現に向けて必要な検討を進めていくので、適宜相談等に対応いただきたい。	D	現行法の枠組みで取り組むことが合意できたため協議終了。自治体は取組の実現に向けて安全性に関する科学的な検証を行うとともに、具体的な設備仕様や設置等を検討した結果、現行法で取組が実現できないことが判明した場合は、経済産業省と改めて協議を行うこととする。	I
次世代自動車・スマートエネルギー特区	341	天然ガス自動車(NGV)用の、エコステーション(天然ガス充填施設)の保守点検等の要件の緩和	B		指定自治体の検討が終了し、民間団体等により保安検査規格が国に提出された第1次案、国で検討開始	<p>エコステーション(天然ガス充填施設)に係る保安検査基準は、現在は保安検査の方法を定める告示(平成17年3月30日経済産業省告示第84号)において、高圧ガス保安協会規格を指定している。従って、自治体から高圧ガス保安協会等の公的な性格を持つ民間機関に対してより簡易で安価な保安検査方法を提案していただき、当該民間機関により策定された保安検査規格を当省に設置している高圧ガス部保安検査規格審査小委員会において審査し、適正であると認められた場合には、保安検査の方法として告示で定めることで、本提案は実現可能である。</p> <p>なお、自治体より、「CNGスタンド自主点検緩和項目検討会」を設置し、安全で簡易な保守点検方法等を平成25年度に高圧ガス部保安検査規格審査小委員会へ提案するとの回答が示されたが、基準の作成に当たっては、現在の民間基準を作成した高圧ガス保安協会にも良く御相談いただいた上で、安全性についての十分な举证が求められることを前提に、科学的に説得力がある検討を行っていただきたい。また、保安検査規格審査小委員会に付議するための要件等を定めた「総合資源エネルギー調査会高圧ガス部保安検査規格審査小委員会の運営について」(平成16年11月16日制定)を良く参照いただきたい。</p>	a	地域において、提案の実現に向けて必要な検討を進めていくので、適宜相談等に対応いただきたい。	B	経済産業省より取組実現に向けて検討の方向性が示され、自治体も同意したことから協議終了。自治体は取組の実現に向けて天然ガス充填施設において、より簡易で安価な保安検査方法を提案すること。但し、実施後に取組が実現できないことが判明した場合は、経済産業省と改めて協議を行うこととする。	I
次世代自動車・スマートエネルギー特区	343	エネルギーマネジメントサービス提供事業者の位置付けの明確化							Z	要望の実現に向けて、自治体はエネルギーマネジメントサービスの具体的な仕組みについて検討を行うことが必要。一旦協議は終了とするが、検討した上で、秋以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	IV

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等に対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
次世代自動車・スマートエネルギー特区	344	スマートホーム・コミュニティで発生した余剰電力の買取に関するルールの整備	スマートホーム・コミュニティにおいては、エネルギー需給と太陽光発電システムの発電量等が一元管理され、再生可能エネルギーの余剰分についても、リアルタイムで積算することが可能である。このため、再生可能エネルギーや燃料電池、更には蓄電池に蓄えられた電力等も含め、その由来ごとの余剰電力の算出方法等を検討し、スマートホーム・コミュニティにおける余剰電力について、買取に関するルールを整備することを提案する。	スマートホーム・コミュニティで発生した余剰電力の買取に関するルールの整備	経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー対策課、電力市場整備課	電気事業法	Z	-	-	これまでの自治体との打ち合わせの結果、先方の提案内容は今後具体化がなされるものと承知しており、より詳細かつ具体的な事業計画が出来上がった段階で再度御相談いただきたい。		b	提案内容については、現在、地域協議会等関係者間で検討しているところだが、具体的な内容の検討においては担当省庁の助言等協力が不可欠と考えられる。よって、担当省庁の協力が十分に得られることを条件に本項目について了解する。	さいたま市が、スマートホーム・コミュニティで発生した余剰電力の買取に関するルールについて具体化したうえで、再度協議する。	IV

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
次世代自動車・スマートエネルギー特区	344	スマートホーム・コミュニティで発生した余剰電力の買取に関するルールの整備							Z	要望の実現に向けて、自治体はスマートホーム・コミュニティで発生した余剰電力の買取に関するルールについて検討を行うことが必要。一旦協議は終了とするが、検討した上で、秋以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	IV